

- 「議案第4号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

- 「議案第7号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

≪審査結果≫

全会一致原案可決

- 「議案第8号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について」

≪主な質疑・答弁等≫

* 社会参加支援センターでの就労支援者数について

社会参加支援センターでは、精神障害者に対し初期相談から就職後のアフターフォローまで幅広く就労支援を実施しており、支援者数は約200人である。

* 社会参加支援センター及び就労援助センターの職員体制について

社会参加支援センターには7名、就労援助センターには南部に3名、中部に4名、北部に3名の就労支援担当職員がそれぞれ配置されている。

* 精神障害者の就労状況について

精神障害者の一般就労に向けた動きは加速しており、全国におけるハローワークを通じた就労者数は平成25年6月現在で2万人を超え、それまでで最多となった。本市においても、精神障害者の就労支援をより一層強化していきたい。

* 精神障害者に対する就労支援の在り方について

社会参加支援センターの廃止に伴い、その役割が就労援助センターへ移行となるが、これまでの精神障害者の多様なニーズや障害特性に対応してきた社会参加支援センターの機能は、就労援助センターを中心に関係機関へ引き継いでいく。また、就労援助センターの人員を増やし、就労支援体制を強化する予定である。

* 診療所機能の引継先について

今後、治療や診療は行わないため、現在、診療所に通院している患者については、本人の希望を聞きながら主治医と調整し、地域のクリニックや病院に引き継いでいく予定である。新設される中部リハビリテーションセンターでは、障害者更生相談所と精神保健福祉センターの機能を併せ持つ、福祉的な診療所として専門的、医学的な立場から評価、助言等を行っていく予定である。

*** デイケア機能の引継先について**

デイケア機能は、井田日中活動センターの自立訓練事業へ引き継いでいく予定である。

*** 生活訓練支援センター事業の引継先について**

生活訓練支援センター事業のうち、地域活動支援センターの機能は、精神障害者の居場所と相談機能を一体的に提供するものとして、井田地域生活支援センターに引き継ぐ予定である。地域移行・地域定着支援事業は、医療機関を含めた市全体の体制整備を推進する役割もあり、全体調整機能については精神保健福祉センターに引き継ぎ、地域の支援拠点としての役割は井田地域生活支援センターに引き継ぐ予定である。これまで一体的に提供されてきた機能は分化されるが、これまでと変わることなく障害者支援事業を推進していきたい。

《意見》

* 社会参加支援センターは設立以来、多くの利用者に対してきめ細かな就労支援を行ってきた。長年培ってきた専門性を有し、利用者との信頼関係が構築されており、今後も利用者に寄り添って支援してほしい。

* 精神障害者への就労支援などは専門性が高く、障害者の個々の特性を把握し、信頼関係を築いてきた業務は継続されていくべきであり、市の直営を堅持すべきである。これまで本市が担ってきた業務に、指定管理者制度を導入する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第9号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 本議案は障害者総合支援法の改正によるもので、市に裁量はなく、条例の改正はやむを得ないものであるが、自立訓練事業所に置くべきサービス管理責任者の常勤の要件が緩和されたことについては、障害者への支援が適切に行われるよう指導とチェックを確実に実施してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第10号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 市内のケアホームとグループホームの事業所数について**

平成26年3月1日現在、重度の精神障害者が入居するケアホームは29か所、障害の程度が軽い人が入居するグループホームは1か所、ケアホームとグループホームの一体型が39か所である。

*** 条例改正による重度障害者の入居への影響について**

これまで障害者の共同生活介護及び共同生活援助は、それぞれ障害程度区分に応じてケアホームとグループホームに分かれてきたが、障害者の高齢化による介護ニーズや入所後の重度化に対応するため、今後はケアホームをグループホームに一元化するものである。これによりグループホームにおいても障害程度の重い障害者を受け入れることができることになるため、重度障害者が入居しにくくなることはないと考え。また、そのようなことがないよう適切に対応していきたい。

*** 条例改正による入居後の生活支援体制の影響について**

障害者総合支援法の改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営について条例を改正するものであるが、共同生活における入居者への支援体制や対応は変わらないため、条例改正による影響はないものと考えている。

《 審査結果 》

全会一致原案可決

- 「議案第 1 2 号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《 審査結果 》

全会一致原案可決

- 「議案第 1 3 号 川崎市消防長及び消防署長の資格に関する条例の制定について」

《 審査結果 》

全会一致原案可決

- 「議案第 1 4 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《 審査結果 》

全会一致原案可決

- 「議案第 1 5 号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について」

《 審査結果 》

全会一致原案可決

- 「議案第 5 2 号 平成 2 5 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《 審査結果 》

全会一致原案可決

- 「議案第 5 6 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《 審査結果 》

全会一致原案可決

- 「請願第62号 川崎市川崎区南町に開業予定の南町自立支援施設に反対する請願」
 《審査結果》
 取り下げ承認